

クレジットカードを利用したら 知らない間にリボ払いになっていた！

リボ払い（リボルビング払い）とは、カードの支払い方法の名称で、利用金額や回数に関わらず、あらかじめ決められた一定額で毎月支払いをすることです。

カードの利用額が支払残高に組み込まれ、毎月手数料が発生します。月々の支払いを一定額に抑えることができる一方、支払いが長期化し、消費者が意図しない高額な手数料が発生していることがあります。

事例1

クレジットカードの請求が利用金額より少ないとと思っていたが、明細はアプリなので面倒で見てていなかった。確認すると、申込時からリボ払い 100万円近い残額があることが分かった。

事例2

解約したクレジットカードの請求が来るので不審に思い、カード会社に尋ねると「リボ払いになってしまっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていた。

リボ払いにする方法は4つ

- ①あらかじめ支払い方法がリボ払いに設定されているリボ専用。
- ②支払いが自動的にリボ払いになる自動リボ。設定を解除しない限りすべてリボ払いになる。
- ③カードを店舗などで利用する度、リボ払いに指定する店頭選択型リボ。
- ④カードの利用後、利用者の申し出によりリボ払いにするあとからリボ変更。指定した時だけリボ払いになる。

クレジットカード申込の際に気をつけたいポイント

- ①説明は最後まで確認し、理解したうえで申し込む。
- ②リボ専用カードを見分ける。明示されていないこともあるので注意する。
- ③自動リボ設定になっていないかを確認する。

毎月郵便やメールやアプリなどに届く利用明細を必ず確認すること。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合は、リボ払いが考えられます。

お困りであれば、消費生活相談室や消費者ホットライン“188”に相談してください。

今やろう！ 防災アクション



Vol.57

問 防災課安全防災係☎ 34-2059

防災備蓄のススメ

大規模な災害が発生し、電気・水道をはじめとしたライフラインが止まってしまった場合に備えて、日ごろから飲料水や非常食などを備蓄しておきましょう。また自宅が被災した場合を想定して、避難所での生活に必要なものはいつでも素早く持ち出せるよう、事前に備えておくことが大切です。

備蓄についての考え方を2つ紹介します。



■ローリングストック法

日常生活で使う食料や日用品を少し多めに買っておき、古いものから順に日々の生活の中で使い、その使った分を買い足すことで、常に新しいものが保存（備蓄）されていくという考え方です。普段利用しているものを少し多めに備えることで、災害時にも自宅で当面生活することが可能になるため、必要な食料品や生活必需品を日ごろから備えておくことが大切です。

■フェーズフリー

日常生活で使う製品などを、災害時にも役立つよう設計するという考え方です。日常と非日常という状態（フェーズ）の境界をなくす（フリー）という意味になります。例えばアウトドア用品があれば、普段は趣味のキャンプに、災害時は自宅以外での調理具や寝具などに使えます。日常的に使用する製品を非常時にも役立てることで、資源の有効活用にもつながります。

相談名	日時	場所	内容	その他
無料税務相談 (予約制)	1月21日(水) 午後1時～4時 (1人30分以内)	町役場2階 会議室201	国税に関する一般的な税務相談	対象=税理士に依頼していない人 担当=近畿税理士会桜井支部所属の税理士 申込=税務課町民税係☎ 34-2112(1月5日㈪から受付) 問 近畿税理士会桜井支部事務局☎ 41-6477
消費生活相談	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後3時	町役場1階 相談室1C	商品やサービスに関する相談	担当=消費生活相談員 相談方法=面談・電話(☎ 32-2901(内線174)) 問 住民保健課☎ 34-2087
人権相談	1月15日(木) 午後1時～3時	町役場2階 会議室201	人権問題に関する困りごと相談	問 住民保健課☎ 34-2087
みんなのひんき 110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題に関する困りごと相談	問 奈良地方法務局中和支局 ☎ 22-3045
中南和法律セン ター(予約制)	2月4日(水) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	申込開始日時=1月21日(水)午前9時30分～ 問・予約 奈良弁護士会(☎ 0742-22-2035)／午前9時30分～午後5時／土・日曜日、祝日を除く) ※中南和各地でも相談を実施しています。
無料法律相談 (予約制)	1月15日(木) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	定員=6人(申込順) 問・予約 1月5日(月)から、住民保健課(☎ 34-2087)へ。
行政相談	1月15日(木) 午後1時～3時	町役場2階 相談室2B	国の行政全般についての不満、要望などの相談	問 住民保健課☎ 34-2087
青少年悩みごと 相談(予約制)	毎週火・金曜日 午後1時～4時	青垣生涯学 習センター	自分の子どもや地域の青少年にかかわる相談	担当=社会教育指導員 問・予約 文化振興課☎ 32-6193
やすらぎ相談 通常相談 (予約制)	毎週火・水・金曜日 午後1時～4時	青垣生涯学 習センター	園・学校になじみにくい幼児、小・中学生と保護者のための相談	問・予約 教育総務課☎ 34-2074
やすらぎ相談 特別相談 (予約制)	1月28日(水) 午前10時～ 午後3時30分	青垣生涯学 習センター	園・学校になじみにくい幼児、小・中学生と保護者のための専門的な相談	担当=公認心理師 問・予約 相談日の1週間前までに教育総務課(☎ 34-2074)へ。
若者自立のため の無料相談 (予約制)	1月28日(水) 午後2時～4時	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くことが困難な若者や、その家族のための相談(厚生労働省委託事業)	問・予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055 ※予約は前日まで。
しごと相談 (予約制)	1月22日(木) 午前9時30分～ 午後0時30分	町役場1階 相談室1C	しごとに関する相談全般	問・予約 高田しごとiセンター(☎ 0745-24-2010)／午前9時～午後4時／日曜・祝日を除く) ※予約・キャンセルは前日の午後4時まで。
生活自立相談 (予約制)	要予約	都度ご案内 します	失業などで生活や経済的にお困りの人への相談・支援	問・予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター(☎ 0120-85-1225)／午前9時～午後5時／土・日曜日、祝日を除く／✉ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談 (予約制、空きが あれば当日可)	1月29日(木) 午後1時～4時	町社会福祉 協議会2階 相談室	家庭問題、財産など生活上の悩みの相談	担当=民生児童委員ほか 問 町社会福祉協議会☎ 34-2118

生活安全ニュース

問 天理警察署☎ 0743-62-0110／田原本警察庁舎☎ 33-0110

■ 要望や相談などは警察相談専用ダイヤルへ

110番通報の中の約2割がいたずらや無反応、間違ったとなっています。本当に助けを求める人の妨げとなりますので、緊急性がない要望や相談などは警察相談専用ダイヤルをご利用ください。

警察相談専用ダイヤル: # 9110

事件や事故の被害にあったときなど、警察による緊急の対応が必要な場合は、ためらわず110番通報を。

■ 110番映像通報システムにご協力を

110番映像通報システムは、110番通報者がスマートフォンを通じて、事件や事故などの現場を撮影した映像及び画像を送信し、110番受理者がリアルタイムで視聴することなどを目的としたシステムです。

状況の正確な把握と迅速な対応のため、ご協力をお願いいたします。

※映像などの送信方法については通報時にお伝えします。
※留意事項がありますので送信時にご確認ください。